

監 理 費 表
(フィリピン以外の国。介護用)

協同組合ビリーブ

種類	額	徴収方法
職業紹介費	団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出国機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額 ◇20万円	団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時から 10 日以内に当該団体監理型実習実施者から徴収する。
講習費（第一号団体監理型技能実習に限る。）	監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額 ◇40万円(中 N2・越 N3) ◇35万円(注1N4) ◇30万円(中 N3) ◇20万円(ネパール N4) ◇講習手当月 7万円(越 8.5万円) ◇来日渡航費、国内移動費実費	実習生の入国日が確定した時から 10 日以内に当該団体監理型実習実施者から徴収する。
監査指導費	団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額 ◇4万円	団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から徴収する。
その他諸経費	その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額 ◇帰国渡航費、国内移動費実費	当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者から徴収する。

注 1：ベトナム、フィリピン、ラオス、インドネシア、バングラデシュ、インド、タイ、カンボジア。

※新規ご加入の場合、一法人様当り一口 10,000 円のご出資が必要です(会費はありません)。

※技能実習計画の審査申込手数料は、窓口機関に直接お支払いください(1 人 3, 900 円)

※移行試験受験料は試験実施機関に直接お支払いください(業種による。1 人約 20,000 円)

※日本人従業員同様、各種保険、年金にご加入ください。

(令和 7 年 2 月 14 日現在)

(消費税別)